

確認検査手数料表

一般財団法人なら建築住宅センター
令和3年7月12日施行

建築物の確認・中間・完了手数料

別表(1)の1 奈良県版

単位：円(非課税)

床面積の合計	確認手数料 建築物の種類		中間検査 手数料	完了検査手数料			
	構造計算 書 無	構造計算 書 有		省エネ適合性判定 無		省エネ適合性判定 有	
				(センター で)中間検 査合格書 を受けた 建築物	左記以外 の建築物	(センター で)中間検 査合格書 を受けた 建築物	左記以外 の建築物
100㎡以内	16,000	20,000	17,000	15,000	16,000		
100㎡超～200㎡以内	21,000	35,000	22,000	20,000	21,000		
200㎡超～500㎡以内	30,000	66,000	35,000	37,000	38,000	44,000	46,000
500㎡超～1,000㎡以内	54,000	117,000	57,000	61,000	62,000	74,000	75,000
1,000㎡超～2,000㎡以内	77,000	166,000	80,000	82,000	86,000	98,000	104,000
2,000㎡超～3,000㎡以内	250,000		142,000	153,000	166,000	185,000	200,000
3,000㎡超～5,000㎡以内	350,000						
5,000㎡超～7,000㎡以内	450,000		195,000	215,000	234,000	257,000	281,000
7,000㎡超～10,000㎡以内	550,000						
10,000㎡超～20,000㎡以内	680,000		312,000	351,000	371,000	421,000	445,000
20,000㎡超～30,000㎡以内	820,000						
30,000㎡超～50,000㎡以内	900,000						
50,000㎡超～100,000㎡以内	1,200,000		650,000	722,000	741,000	866,000	889,000
100,000㎡超	1,500,000						

別表(1)の2 京都府(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村)・大阪府・和歌山県(和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、高野町)版

単位：円(非課税)

床面積の合計	確認手数料		中間検査 手数料	完了検査手数料			
	建築物の種類			省エネ適合性判定 無		省エネ適合性判定 有	
	構造計算 書 無	構造計算 書 有		(センター で)中間検 査合格書 を受けた 建築物	左記以外 の建築物	(センター で)中間検 査合格書 を受けた 建築物	左記以外 の建築物
100㎡以内	22,000	36,000	23,000	18,000	20,000		
100㎡超～200㎡以内	28,000	49,000	26,000	20,000	21,000		
200㎡超～500㎡以内	41,000	75,000	39,000	39,000	58,000	46,000	69,000
500㎡超～1,000㎡以内	60,000	130,000	62,000	63,000	94,000	75,000	112,000
1,000㎡超～2,000㎡以内	90,000	180,000	90,000	84,000	124,000	100,000	150,000

- (注)建築基準法第6条の3第1項ただし書きによる審査(ルート2の構造審査)を受けるものは、別表(2)の手数料を加算します。
- (注)避難安全検証法・耐火性能及び防火区画検証法・限界耐力計算法・天空率設計法を用いたものは、別表(3)の手数料を加算します。
- (注)中間検査における床面積の合計は、構造毎の特定工程までの全ての床面積の合計とします。
また、工区分け等により段階的に中間検査を受けようとする場合の床面積の合計は、当該工区分けをした部分の構造毎の特定工程までの全ての床面積の合計とします。

①手数料の減額

1. 適合証明との同時申請の場合は、確認手数料より1,000円減額します。
2. 確認申請及び中間・完了検査の件数が4件以上(同一用途・構造・規模・場所・検査の実施日等)の同時申請の場合は、4件目から1,000円減額します。
3. 中間・完了検査申請時、瑕疵担保保険(中間検査時のみ)、適合証明、住宅性能評価との同時検査の場合は、各検査毎に1,000円減額します。
4. 平成28年4月以降に造成工事が完成した一体の団地内において、同一事業者(施工者)が住宅等を建設するため、確認申請20件以上を提出される場合は、完了検査手数料より1,000円減額します。
5. 奈良県以外の区域の一体の団地内において、同一事業者(施工者)が住宅等を建設するため、確認申請50件以上を提出される場合の確認申請手数料、中間検査手数料及び完了検査手数料は、別表(1)の1の額とする。
なお、当該規定の適用を受けたものは、上記4の規定を適用しない。

②遠隔地の手数料の割増額(中間・完了検査毎になります。)

下記の村区域別の額を検査手数料に加算します。

1. 宇陀郡(曾爾村、御杖村)吉野郡(川上村、東吉野村)の場合 : 10,000円
2. 吉野郡(天川村、野迫川村、下北山村、上北山村、十津川村)の場合 : 16,000円

③その他

1. 確認済証の交付が当センター以外でなされた場合で、中間・完了検査を当センターで希望されま
すと、確認手数料相当額を加算します。なお、当該加算する手数料は中間・完了検査申請前に
必要とする再チェックを行う際に徴収します。
2. 追加説明書の審査手数料は、計画変更の手数料と同額とします。

建築基準法第6条の3第1項ただし書き審査手数料(1棟ごとの手数料) (ルート2の構造審査)

別表(2)

単位：円(非課税)

床面積	審査手数料	
	大臣認定プログラムを使用する場合	左記以外の場合
200㎡以内	68,000	
200㎡超～500㎡以内	97,000	
500㎡超～1,000㎡以内	113,000	
1,000㎡超～2,000㎡以内	128,000	
2,000㎡超～10,000㎡以内	153,000	
10,000㎡超～50,000㎡以内	204,000	
50,000㎡超	374,000	

注) 同一敷地内に複数棟ある場合(エキスパンションジョイントで分離されている場合も含む。)は、棟毎に審査手数料を算定し、これらを合算した額となります。

※確認手数料

[確認手数料(ただし、床面積2,000㎡以内の場合は構造計算書 有)]+[別表(2)の審査手数料]
を合計した額

避難安全検証法等手数料

別表(3)

単位：円(非課税)

対象床面積	審査手数料			
	設計方法			
	避難安全 検証法	耐火・防火区 画性能検証法	限界耐力 計算法	天空率 設計法
500㎡以内	42,000 (21,000)	42,000 (26,000)		5,000 (3,000)
500㎡超～1,000㎡以内				10,000 (5,000)
1,000㎡超～2,000㎡以内				16,000 (8,000)
2,000㎡超～10,000㎡以内	70,000 (35,000)	70,000 (40,000)		28,000 (17,000)
10,000㎡超	98,000 (49,000)	98,000 (64,000)		42,000 (25,000)

- 注) 1. 各設計方法について国土交通大臣の認定を受けたものは、適用しません。
 2. 各欄の()内の金額は計画変更時(軽微な変更以外)の手数料となります。

支払方法

現金(口座振込みの場合もご相談に応じます。)